

令和5年度第2回茨城県地域交通政策推進協議会

日時：令和5年5月11日（木）10時30分～
（Webex Meetings によるオンライン開催）

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）協議事項

【第1号議案】令和4年度事業報告

【第2号議案】令和4年度収支決算

【第3号議案】茨城県地域交通政策推進協議会設置要綱改正（案）

【第4号議案】茨城県地域公共交通計画案（案）

4 閉 会

令和4年度事業報告について

1 茨城県地域公共交通計画の策定に関すること

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づき、必要な調査検討、協議を実施。

・ 調査検討事業業務委託

契約期間 令和4年6月7日～令和5年3月31日

契約額 4,994,000円（消費税込み）

契約先 株式会社ケー・シー・エス

業務内容 茨城県地域公共交通計画を作成するため、計画作成に必要な調査事業その他関連資料の作成、協議会運営などの支援

・ 協議会及び交通計画分科会の開催

令和4年7月12日 第1回協議会（オンライン開催）

令和4年7月26日 第1回交通計画分科会

令和4年9月1日 第2回交通計画分科会

令和4年9月20日 第3回交通計画分科会

2 具体的な生活交通の確保方策に関すること

バス対策分科会において、次の項目について協議を実施。

(1) 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統に限る。）に関する協議

・ 令和5年度計画の作成・提出（令和4年5・6月）

・ 令和4年度事業の評価（令和5年1月）

・ 計画変更等に係る協議

・ 地域間幹線系統の生産性向上方策の検討

契約期間 令和4年12月15日～令和5年3月31日

契約額 1,980,000円（消費税込み）

契約先 株式会社ケー・シー・エス

業務内容 地域間幹線系統バスの利用状況及び費用の分析、生産性向上方策の検討・提案等

(2) バス路線の休止及び廃止に伴う必要な生活交通の確保方策に関する協議

・ 道路運送法に基づく路線バスの休止及び廃止に関する協議

実績：関東鉄道管内路線 1件（令和5年1月31日付廃止で合意）

令和4年度収支決算

【会計年度：令和4年4月1日～令和5年3月31日】

1. 歳入

(単位：円)

款	項	目	決算額(A)	予算額(B)	差額(A-B)	摘要
1	負担金	1 負担金	5,728,600	5,750,000	▲21,400	茨城県負担金
2	補助金	1 補助金	1,250,000	1,250,000	0	国庫補助金
計			6,978,600	7,000,000	▲21,400	

2. 歳出

(単位：円)

款	項	目	決算額(A)	予算額(B)	差額(A-B)	摘要
2	事業費	1 事業費	6,978,600	7,000,000	▲21,400	地域公共交通計画策定に係る調査検討事業 (会議運営費を含む) 4,997,100 円 地域間幹線系統に係る生産性向上策検討事業 1,981,500 円 ※各事業費には印紙代、振込手数料含む
計			6,978,600	7,000,000	▲21,400	

茨城県地域交通政策推進協議会設置要綱を次のように改正する。

別表（第3条関係）の項中「各市町村」を「県内の各市町村」に改め、次のように加える。

千葉県野田市交通政策主管部（課）長
（地域間幹線系統バス路線「野田市駅～岩井車庫」に係る事項に限る）

附 則

- 1 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

茨城県地域交通政策推進協議会設置要綱

(改正案、溶け込み版)

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、茨城県地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関し必要な協議を行うため、茨城県地域交通政策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の作成及び変更に関すること
- (2) 交通計画の実施に関すること
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施及び評価に関すること
- (4) 具体的なバス路線等に係る生活交通の確保に関すること
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止及び廃止に伴う必要な生活交通の確保方策に関すること
- (6) 広域的な公共交通ネットワークの構築に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織等)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長には茨城県政策企画部長を、副会長には国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故その他の理由により支障があるときは、会長の職務を代理する。
- 6 委員の任期は、就任の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合はその後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の在任期間とする。
- 7 委員は、再任を妨げない。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第5条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第6条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について具体的な協議を行わせるため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
- 3 協議会は、分科会において協議した結果を協議会の協議結果とすることができる。

(経費)

第8条 協議会に必要な経費は、茨城県の負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第9条 協議会に監査委員を1名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(事務局)

第12条 協議会、幹事会及び分科会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、茨城県政策企画部交通政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月29日から施行する。
- 2 茨城県バス対策地域協議会設置要綱（平成13年3月23日協議会決定）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

茨城県地域交通政策推進協議会構成員

茨城県政策企画部長
<u>県内</u> の各市町村交通政策主管部（課）長
一般社団法人茨城県バス協会長
一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会長
関東鉄道株式会社取締役社長
茨城交通株式会社代表取締役社長
朝日自動車株式会社専務取締役
茨城急行自動車株式会社取締役社長
関鉄観光バス株式会社代表取締役社長
関鉄パープルバス株式会社代表取締役
関鉄グリーンバス株式会社代表取締役
大利根交通自動車株式会社専務取締役
ジェイアールバス関東株式会社代表取締役社長
東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長
首都圏新都市鉄道株式会社代表取締役社長
鹿島臨海鉄道株式会社代表取締役副社長

ひたちなか海浜鉄道代表取締役社長
真岡鐵道株式会社代表取締役社長
国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所長
茨城県土木部長
茨城県警察本部交通部長
公益財団法人茨城県老人クラブ連合会長
茨城県高等学校 PTA 連合会副会長
一般社団法人茨城県経営者協会会長
学識経験者
国土交通省関東運輸局交通政策部交通企画課長
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長
<u>千葉県野田市交通政策主管部（課）長</u> <u>（地域間幹線系統バス路線「野田市駅～岩井車庫」に係る事項に限る）</u>

茨城県地域公共交通計画案に係る協議会要綱の改正について

茨城県地域公共交通計画案については、交通計画分科会において協議・検討を進め、第4号議案としてとりまとめた。

茨城県地域公共交通計画案においては、本県域を跨る他県沿線市を含め地域間幹線系統が位置付けられているところであるが、令和7年度以降、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）を活用するためには原則、沿線自治体全てにおいて交通計画を策定する若しくは全ての沿線自治体が構成員である協議会において交通計画を作成する必要がある。

今回、交通計画案の6-2の番号45の地域間幹線系統バス路線「野田市駅～岩井車庫」については、令和5年5月1日付けで千葉県野田市より茨城県地域交通政策推進協議会の委員として加わり、沿線自治体が構成員である協議会の交通計画として補助金の要件を満たすようにしたい旨の申し出あり。

なお、本協議会が作成を進める交通計画については、茨城県の地域交通のマスタープランとしての位置付けとなるものであることから、野田市は同路線に係る事項に限り、協議会委員として加入することが適切であるものと考えられる。

については、茨城県地域交通政策推進協議会設置要綱を案のとおり改正することを議案とするもの。

野企企第33号
令和5年5月1日

茨城県地域交通政策推進協議会
会長 北村 孔 敬 様

野田市長 鈴木 有



茨城県地域交通政策推進協議会への参画について（依頼）

時下、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、坂東市と当市間を運行する茨城急行自動車（株）の路線バス（岩井線「野田市駅～岩井車庫」）については、市民の生活の足として通勤・通学等に多く利用されており、必要不可欠な路線となっております。

当該路線は、地域間幹線系統として位置付けられ、国庫補助金等の交付（赤字補填）により路線を維持しておりますが、市として、今後も継続して国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して、路線を維持していきたいと考えております。

野田市では、民間バス路線を補完しているコミュニティバスを主な交通施策として、運行及び利用促進について検討することに加え、企業バスやデマンド交通の導入等、交通不便地域対策等について実務的に取り組むため、現在、任意の協議会である「野田市コミュニティバス等対策審議会」において、地域代表の委員により必要な事項を調査審議していますが、将来の地域公共交通の在り方や体系について課題があることから、今後、法定協議会を設置し、地域公共交通計画策定について検討を進めようとしているところです。

つきましては、「地域公共交通計画の策定」に時間を要することから、当該路線について、沿線自治体が構成員である協議会の交通計画として補助金の要件を満たすため、茨城県地域交通政策推進協議会の委員として参画させていただきたくお願い申し上げます。

野田市企画財政部企画調整課

電話：04-7123-1065

FAX：04-7122-1557

e-mail：kikaku@mail.city.noda.chiba.jp